令和5年度第3回 箕面市都市景観審議会 議事要旨

1. 日 時:

令和6年(2024年)3月7日(木曜日)午後3時00分から午後3時40分

2. 場 所:

箕面市役所本館2階 特別会議室

3. 出席者:

1) 箕面市都市景観審議会委員(7名)

会長 加我 宏之 氏

委員 福田 知弘 氏 委員 松出 末生 氏

委員 横山 あおい 氏 委員 阪本 裕昭 氏

委員 徳田 静香 氏 委員 堀内 初美 氏

2) その他

市関係者(3名)

事務局 (2名)

傍聴者 (0名)

4. 審議等の内容:

事務局より、委員の過半数の出席(委員9名中7名の出席)を確認し、会議が成立していることを報告した。

【案件1】箕面市景観計画(色彩基準)の変更について(諮問)

市より、箕面市景観計画(色彩基準)の変更について説明を行った後、審議を行った。

<【案件1】の質疑内容>

委員:今回の変更対象となる「戸建て住宅」の定義とはどのようなものか。例えば 「店舗付き戸建て住宅」は、今回の変更においては対象とならないという認 識でよいか。

市:「戸建住宅」については、景観計画において、建築基準法別表第2(い)欄一号で定めている「住宅」に限定し定義している。ご指摘の「店舗付き住宅」は、同法の定義では「併用住宅」や「兼用住宅」に該当し、「住宅」ではないため、色彩基準の変更の対象に該当しない。

委員:高さ10m程度、2階建ての一般的な戸建て住宅を想定しているという理解でよいか。

市:そのとおりである。

委員:パブリックコメントにおいて、マンセル値の表記に関する質問があったが、 色彩を数値化して扱うことは、一般的にあまり知られておらず、非常に専門 的な内容であると感じる。当審議会の場においても今一度マンセル値の概要 について確認しておきたい。また、景観の協議を行った建物が完成した際に、 市ではどのように色彩の確認しているのか、併せて市から説明いただきたい。

市:色彩を数値化する指標として、DICやJISなどが存在するが、本市ではマンセル表色系を使用している。マンセル値は「色相(色味)」「明度(明るさ)」、「彩度(鮮やかさ)」で構成されている。色相については色相環という円形の色相のグラデーションで示されており、赤色のRからベージュのYR、そして黄色のYへのように色相が変わるにつれてアルファベットと数値が変化していく。色相の数値とアルファベット、明度の数値、彩度の数値の3つの組み合わせて、色彩を数値化している。工事完了検査の際には、一般社団法人日本塗料工業会の色見本帳と建築物の外壁を照らし合わせ、基準のマンセル値との適合を判断している。なお、景観計画を策定している他の自治体においても、概ね同様の手法を用いている。

委員:外壁色は年月がたてば自然と退色していくものである。このことに対して、例えば「退色しない材質を使用しましょう」という基準を設けることは違和感がある。日本古来の焼き杉や、無垢の木材の外壁など、時間が経過し、退色することで風合いが生まれ、歴史的なまちなみ景観の要素となる場合もある。今回、社会情勢やライフスタイルの変化を主たる変更の契機として説明されているが、これまで長年協議を重ねてきた中で、先に述べたような色彩に関する様々な要素に対する「気づき」を踏まえて検討したということも示した方がより理解しやすいと思う。

委員:今回外壁色の基準を変更するが、山なみ景観を考えると、屋根の色彩も一定 の規制誘導が必要である。場所によっては外壁よりも目立ってしまう可能性 もある。

市:委員ご指摘のとおり、屋根も景観を構成する重要な要素であると認識しており 一定の色彩基準を既に設けている。「周辺に配慮する」というような表現の基 準もあれば、地域によっては数値で規制している場所もある。 委員:建物にピンク色や鮮やかな原色を多用すると、周辺景観に調和しないことは 容易に想像できるが、例えば、新しいまちづくりが検討される際に、現在の 全市的な景観計画の色彩基準と異なっても、一定の区域内で、統一的に特有 の色彩基準を設けたいというニーズがあれば新たなまちなみ景観の創出という視点で、少々鮮やかな色などを許容することも考えるべきだと思う。

市:市内においても、地域特有の色彩基準を定めているところもあり、例えば、今 宮3丁目東急不動産開発地区ではアメリカンスタイルの若干鮮やかな色彩を 中心とした独自の色彩基準がある。今後も、新しくまちづくりが行われる際に、 その地域にお住まいの方々などが作りたいと思うまちの景観的な特色のひと つとして、その地区独自の色彩基準が検討されることは十分に考えられる。

会長:今回の色彩基準の変更においても、すでに独自の基準がある地区については、 変更せず、これまでどおりの色彩基準ということでよいか。

市:そのとおりである。独自の色彩基準がある地区については変更しない。

会長:その他に意見はあるか。

【意見なし】

会長:意見がないようなので、本案件については諮問原案のとおり妥当として答申してよろしいか。 (異議なし)

会長:本案件については諮問原案のとおり妥当として答申する。

【その他】北大阪急行線延伸に伴う新駅の開業について(報告)

市より、令和6年3月23日に北大阪急行延伸線の箕面萱野駅、箕面船場阪大前駅 が開業することについての周知を行った。

<【その他】の質疑内容>

委員:北大阪急行電鉄のラッピング電車は箕面市では屋外広告物として協議したのか。

市: ラッピング電車など、地面に定着せず、移動する広告媒体は、市都市景観条例において屋外広告物として規定していないので、届出を受けていない。しかし、 今回の車両のデザインについては関係団体の間で、十分協議を行い決定していると聞いている。 委員:情報提供として、近年、大阪市中心部や関東圏ではトラックに過激な内容の広告を表示して街中を走り回るという事例が社会的に問題視されている。このことに対して東京都では、その車両を規制する動きが出ているが、他府県ナンバーの車両までは規制出来ず困っていると聞いている。

市:現在本市においては、過度な内容の宣伝カーについての苦情は聞いていないが、 今後、そのような動きがないか注視していく。

会長:規制で対応するというよりは、市民の意識によるところが大きいと思う。箕面 市のまちの雰囲気や景観に対する市民意識が高いことから、現状としては指摘 のような車両は走っていないと推察される。今後も景観づくりの取り組みを丁 寧に行い、景観意識を保っていくことが望まれる。

以上